

「子どもの未来応援プラン」実施状況調査

基本目標Ⅰ 子どもの健やかな育ちと安心して過ごせる環境の支援

(1) 子どもの健やかな育ちの支援

事業・取組	事業・取組内容	担当課	①実施状況	②通常とは異なる対応の場合（複数選択可）								③コロナの影響により、相談や貸付などの対応件数が顕著に増加している場合、件数等がわかればご記入ください。		
				休止 (中止)	実施頻度を 減らして 実施	参加人数を 制限して 実施	対応回数 (配置)な どを増やし て実施	内容を変更 して実施		その他				
								変更点	内容					
子どもの健康（からだとこころ）の確保	こんにちは赤ちゃん事業	妊婦健診や新生児訪問を通じ、母子の健康状態の確認や相談により、育児不安や心身の不調を持つ妊産婦に対して支援を行います。	保健医療課	通常とは異なる対応							○	訪問前に電話をかけ、同居者に発熱など体調の悪い人がいないことを確認し訪問している。		
	健康診査事業の推進	小児科医と歯科医による診察・身体計測、各発達段階に応じた発達検査等を行い、乳幼児の疾病等の早期発見をするとともに、栄養指導、保健指導を実施します。	保健医療課	通常とは異なる対応		○			○	R2.4月から5月にかけての緊急事態宣言時には延期した。乳児前期健診でのブックスタートは読み聞かせは中止、説明と絵本の手渡しに変更している。集団指導は中止している。	○	乳幼児健診は密をさけ、時間毎に呼び出し、移動もできるだけ対面や交差のないよう動線を工夫している。		
	予防接種の推奨	疾病予防のため、予防接種を適切に受けられるよう、様々な機会を通し予防接種の接種勧奨を実施します。	保健医療課	通常どおり実施										
	児童生徒の健康管理	学校医による（内科、歯科、眼科、耳鼻科）の診察、検診機関による尿等の検査及び校内で行う検査を実施し、児童生徒の健康管理を行います。	学校教育課	通常とは異なる対応					○	学校保健法では、6月30日までに実施することになっているが、実施期間を延長して実施。すべての学校において、11月までに実施できている。				
	命や性に関する教育の充実	パパママ教室や訪問時に、性や妊娠、生命の尊さについての知識の普及啓発を図ります。	保健医療課	通常とは異なる対応					○	当初の計画より一部日程変更。密にならないように実施場所を変更して実施。				
	命や性に関する教育の充実	各小中学校の性教育年間計画をもとに、発達段階に合わせ、性に対する知識の向上やその普及推進に努めます。	学校教育課	通常どおり実施										
	命や性に関する教育の充実	小中学生に「命の授業」や性教育を行い、自身の体や命の大切さを伝えます。	NPO	通常とは異なる対応	○								子どもを連れて学校へ入ることが困難な為、今年度は実施できなかった。	
	学校での乳幼児ふれあい体験の推進	学校を拠点に、子育てひろばを開設し、児童生徒と乳幼児親子がふれ合う機会をつくり、生徒たちが命の尊さを肌で感じ、将来の子育てへの関心を高める機会とします。	子育て支援課	通常とは異なる対応	○								R2.3月以降、学校内でのひろば開設は困難と判断し、学校と協議の上中止している。再開のメドが立っていない。	

「子どもの未来応援プラン」実施状況調査

基本目標Ⅰ 子どもの健やかな育ちと安心して過ごせる環境の支援

(1) 子どもの健やかな育ちの支援

事業・取組	事業・取組内容	担当課	①実施状況	②通常とは異なる対応の場合（複数選択可）								③コロナの影響により、相談や貸付などの対応件数が顕著に増加している場合、件数等がわかればご記入ください。	
				休止 (中止)	実施頻度を 減らして 実施	参加人数を 制限して 実施	対応回数 (配置)な どを増やし て実施	内容を変更 して実施	その他				
									変更点	内容			
相談 体制 の 充 実	スクールカウンセラー、心の居場所サポーターの配置	学校教育課 (京都府)	通常とは異なる対応				○						令和2年度については、SCの配分時間が208時間程度SSWの配分時間が60時間程度追加された。
	スクールソーシャルワーカーの配置	学校教育課 (京都府)	通常とは異なる対応				○						令和2年度については、SCの配分時間が208時間程度SSWの配分時間が60時間程度追加された。
	子育て相談の充実	保健医療課	通常とは異なる対応		○	○		○	緊急事態宣言中は中止。予約制にし、半日だった相談日を一日にして対応している。				
	子ども・家庭相談の充実	子育て支援課	通常どおり実施										訪問の際には、事前に体調の悪い方がいないか確認をした。
	思春期こころの健康相談の充実	京都府 (関係課)	通常どおり実施										
	不登校等の教育相談の充実	学校教育課	通常どおり実施										
食育 の 推 進 ・ 食 の 提 供	家庭における食の啓発・推進	保健医療課 子育て支援課 学校教育課 地域団体	通常とは異なる対応	○		○		○	・「離乳食教室」は人数制限を行い、試食を中止し体験型に変更。 ・「弁当の日」はR2年度は実施できなかった。				保育所、幼稚園、学校の食育は通常どおり実施。
	学校給食の充実	学校教育課	通常どおり実施									コロナ対策として、食事中は前を向いて会話をせず食べる。	
	保育所給食の充実	子育て支援課	通常どおり実施									コロナ対策として、アクリル板を立てて食事をする。	
	こども食堂の開設	NPO(複数)	通常とは異なる対応	○	○	○		○	・この1年中止した。 ・テイクアウトに変更した。	○		実施する場合は、密にならない工夫し、清掃・消毒を念入りに行っている。	
	食事の提供支援についての研究【新規】	子育て支援課	通常とは異なる対応							○		コロナ禍で子ども食堂等が工夫して実施された例（宅配やキッチンカーでの食事支援、フードバンク支援）が、今後の検討のヒントになると考える。	

「子どもの未来応援プラン」実施状況調査

基本目標Ⅰ 子どもの健やかな育ちと安心して過ごせる環境の支援

(2) 子どもの居場所づくり・交流や体験機会の充実

事業・取組	事業・取組内容	担当課	①実施状況	②通常とは異なる対応の場合（複数選択可）								③コロナの影響により、相談や貸付などの対応件数が顕著に増加している場合、件数等がわかればご記入ください。		
				休止 (中止)	実施頻度を 減らして 実施	参加人数を 制限して 実施	対応回数 (配置)な どを増やし て実施	内容を変更 して実施		その他	内容			
								変更点						
居場所の開設	放課後児童クラブ運営事業	保護者が就労等により家庭で保育できない児童について、遊びや生活の場を提供します。	社会教育課	通常とは異なる対応				○	○	学校が休校となったため、一日開所の日数を増加して実施した。				
	地域センター・児童館運営事業	子ども達の遊びや活動の拠点の一つとして開設します。	人権政策課	通常とは異なる対応					○	○	コロナの感染防止対策の為、保護者等に対し、極力、家庭での保育を要請した。			
	適応指導教室の開設	様々な理由で学校に登校しにくい児童生徒のための居場所として「適応指導教室「さくら」」を開設します。	学校教育課	通常どおり実施										
	子どもの居場所開設	放課後や休日に、スタッフが見守る中、地域の子ども達が過ごせる居場所を提供します。	NPO	通常とは異なる対応	○	○	○		○	(複数団体の回答) ・緊急事態宣言発令中は中止した。 ・なるべくボランティアスタッフにも参加者にも、無理なく参画できるように、寸前まで受け付けられるようなメニューにした。	○	・常時換気のため、夏季冬季のエアコンは稼働させなかった。 ・おやつなどはなるべく個包装のものに変えた。個包装でないおやつは短時間で食べ終えるようにした。 ・お茶の提供を控えた。		
	第三の居場所開設【新規】	家庭生活の支援が必要な子どもを発見するとともに、家庭や学校に代わる、子ども達が安心して過ごすことができる小学生対象の居場所を園部地域に開設します。居場所では心の豊かさや生きる力を向上させることを目指し、個々に応じた支援を行います。	子育て支援課	通常どおり実施										・コロナによる影響ではないが、対象を中学生まで拡大し実施している。 ・施設の周知と支援が必要な家庭へのアプローチとして、予約制にしたイベントをNPOと共催で開催した。
交流や体験機会の充実	放課後子ども教室（京のまなび教室）の実施	地域と協働し、子ども達を地域社会の中で健やかに育てるための環境づくりを図ります。	社会教育課	通常とは異なる対応	○	○							事業の中止を判断したところや、実施に向けて準備をしたが、最終中止をした教室があった。	
	「地域を学ぶ、地域で学ぶ」環境の創出	地域の自然・歴史・文化・先人の知恵や工夫を、体験を通して学ぶ様々な学習機会を創出します。	学校教育課	通常とは異なる対応		○			○	学習発表会を紙上発表に変更した				
	体験活動の実施	子ども達に、自然体験など、豊かな体験活動を提供します。	NPO	通常とは異なる対応	○	○							夏の体験は実施した。冬の体験は一度延期をし実施を試みたが、緊急事態宣言の延長を受け、最終中止の判断をした。	冬の体験は実施できなかったが、27人からの申込みがあった。

「子どもの未来応援プラン」実施状況調査

基本目標Ⅱ 生活基盤の安定と経済的支援

(1) 保護者への生活支援

事業・取組	事業・取組内容	担当課	①実施状況	②通常とは異なる対応の場合（複数選択可）								③コロナの影響により、相談や貸付などの対応件数が顕著に増加している場合、件数等がわかればご記入ください。	
				休止 (中止)	実施頻度を 減らして 実施	参加人数を 制限して 実施	対応回数 (配置)な どを増やし て実施	内容を変更 して実施	その他				
									変更点	内容			
生活 基盤 の 確 保	生活困窮者自立相談支援事業 (暮らしの相談窓口)	生活保護に至るまでの「生活困窮状態」にある方に状況を詳しく聞き取り、自立した生活に向けての伴走的相談支援を行います。	福祉相談課	通常とは異なる対応				○	○	生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）の設定に伴い、総合支援資金の貸付決定者を生活困窮者自立相談支援事業の利用者に追加しています。利用者の増加に伴い、通常よりもプラン決定を簡素化し、事務処理の負担を軽減しています。また、月1回の定例の支援調整会議に加えて、臨時支援調整会議を開催し、支援が滞らないように対応しています。		生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）の設定により、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済的影響から収入が減少した生活困窮者からの資金相談が急増しました。令和3年1月31日現在、特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）の相談は318件あり、そのうち貸付決定は295件ありました。そこから生活困窮者自立相談支援事業へつなぐケースがあり、令和3年1月31日現在、137件の新規受付がありました。	
	生活困窮者家計改善支援事業 (暮らしの相談窓口)	生活困窮世帯の家計における収支バランスの見直しや、税料・公共料金・医療費等の滞納料金の支払い方、債務整理などについて、アドバイスを行います。	福祉相談課	通常どおり実施									
	生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金)	離職などにより住居を失った方又は失うおそれが高い方に対して、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します	福祉相談課	通常とは異なる対応					○	令和2年度に支給要件を緩和する変更があり、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けて収入が減少した生活困窮者も支給対象に追加されました。		これまで、離職者からの申し込みが年1件程度にとどまっていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済的影響から収入が減少した生活困窮者からの相談が急増し、令和3年2月1日現在、11件の支給を決定しました。	
	生活困窮者自立支援事業 (一時生活支援事業)	住居をもたない方等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所と食事を提供します。	福祉相談課	通常どおり実施									新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済的影響から収入が減少して住居喪失に至ったケースはありませんが、利用者は急増しました。元派遣社員からの相談が多くを占めています。昨年度まで利用実績がなく0件が続いていましたが、令和2年度になって、6件の利用を決定しました。
	外国人のための日本語支援	生活する上で必要な日本語の取得に向けて、週2回市民ボランティアによる教室を開催しています。	地域振興課	通常とは異なる対応	○						○	緊急事態宣言期間は中止。期間外は感染症対策を十分に取開設。	外国人の方から特定定額給付金の問合せ1件
生活 支 援	モノ支援 【新規 2020年度は検討】	制服や学用品などのリユースの仕組みを検討します。	子育て支援課	通常どおり実施								中学校へ実施状況の調査から、促進事例をまとめた。	

「子どもの未来応援プラン」実施状況調査

基本目標Ⅱ 生活基盤の安定と経済的支援

(4) ひとり親家庭への支援

事業・取組	事業・取組内容	担当課	①実施状況	②通常とは異なる対応の場合（複数選択可）								③コロナの影響により、相談や貸付などの対応件数が顕著に増加している場合、件数等がわかればご記入ください。		
				休止 (中止)	実施頻度を 減らして 実施	参加人数を 制限して 実施	対応回数 (配置)な どを増やし て実施	内容を変更 して実施		その他				
								変更点		内容				
経済的 な 支 援	児童扶養手当支給事業	18歳年度末までの児童（中程度以上の障害がある場合は20歳未満の児童）を監護・養育するひとり親の家庭、父または母が一定の障がいのある家庭に手当を支給します。	子育て支援課	通常どおり実施										※コロナ対策 ひとり親世帯臨時特別給付金の支給
	福祉医療支給事業	18歳年度末までの児童を養育するひとり親家庭の入院、通院にかかる医療費（保険診療分のみ）を助成します。	子育て支援課	通常どおり実施										
	・母子家庭奨学金 ・福祉資金貸付 ・母子資格取得助成 ・通勤定期乗車券の特別割引など	国、府の各種制度案内や養育費相談支援センター等の相談機関の案内を行うなど、ひとり親家庭の生活の安定に必要な支援を行います。	京都府 (子育て支援課)	通常とは異なる対応							○	・母子家庭奨学金については、郵送による証明の依頼、申請を可とした。		
生活・ 子 育 て 支 援	日常生活支援事業	保護者が仕事や傷病などで児童の養育が困難な時などに、家庭生活支援員を派遣して、家事や保育を手伝ったり、必要に応じて子どもを預かります。	京都府	通常どおり実施										
	府営住宅の優先入居	府営住宅の一般募集とは別に、母子世帯・父子世帯の方等に限定した入居者募集を行っています。	京都府	通常どおり実施										
	就労支援・母子資格取得助成	ひとり親家庭の方の就業相談や就職のための資格取得助成などを実施します。	京都府	通常どおり実施										
	保育所入所の優先基準の設定	就労支援として、保育所入所への優先基準を設けています。	子育て支援課	通常どおり実施										
	母子交流会事業	南丹市母子寡婦福祉会の事業として、母子交流会や親子のつどいを実施し交流を図ります。	子育て支援課	通常とは異なる対応	○							○	寄せ植え講習会以外の交流事業を中止	

「子どもの未来応援プラン」実施状況調査

基本目標Ⅲ 社会全体での気づきの醸成と支援への仕組み

(1) 連携体制の構築

事業・取組	事業・取組内容	担当課	①実施状況	②通常とは異なる対応の場合（複数選択可）								③コロナの影響により、相談や貸付などの対応件数が顕著に増加している場合、件数等がわかればご記入ください。			
				休止 (中止)	実施頻度を 減らして 実施	参加人数を 制限して 実施	対応回数 (配置)な どを増やし て実施	内容を変更 して実施	その他						
									変更点	内容					
母子保健事業 の中での 気づき	妊娠届時の保健師による面接・妊娠アンケートの実施	妊娠届時には必ず保健師等の専門職が面接とアンケートを実施し、支援が必要な妊婦を早期に発見し、関係機関と連携した支援を行います。	保健医療課	通常とは異なる対応						○	R2.4月から5月の緊急事態宣言時には、密になる相談室の使用は中止した。面接時間等も一定短縮し電話等で補った。	○	感染の心配のないオンラインでの相談としてzoomでの相談ツールを導入をした。		
	ごんには赤ちゃん事業	出生児を対象に家庭を訪問し、母子の健康状態の確認や、保護者からの困りごとや悩みを聞き、保護者の不安解消に努めます。また、必要なケースについては、継続訪問や栄養士と同伴で対応します。	保健医療課	通常とは異なる対応								○	訪問前に電話をかけ、同居者に発熱など体調の悪い人がいないことを確認し訪問している。		
	乳幼児の健やかな発達のための支援 (健診、親子教室、離乳食教室、子育て相談)	乳幼児健診では、乳幼児の心身の状態を観察、医師の診察、育児や食育などの相談支援を行います。親子教室などでは、育児、食育などの相談指導を実施します。	保健医療課	通常とは異なる対応					○		○	にここ親子教室は開始の時期を遅らせ、1クラスの人数を減らしクラスを増設することで実施。	○	1歳すくすく教室は5月に延期し、8月から実施し、10月を追加実施し対応する。	
	産前産後サポート事業 (マタニティ訪問・訪問支援サービス)	妊娠中にケア専門員が家庭訪問し、出産や育児相談支援を行います。ケアが必要な家庭には、訪問支援員による家事支援、育児支援といった具体的支援を行います。	保健医療課 子育て支援課	通常どおり実施											
	子育て世代包括支援センターの運営	妊娠期から子育て期において、それぞれの段階に対応した支援を切れ目なく行うため、母子保健と子育て支援を包括的に運営するしくみ。それぞれの段階で育児相談を受ける子育て専任スタッフを「子育てコンシェルジュ」として配置しています。	保健医療課 子育て支援課	通常どおり実施											
地域での 気づき	主任児童委員、民生児童委員との連携	地域の子どもの実態を、見守りの視点で把握に努めていただき、気になる家庭や児童があれば、子育て支援課に情報共有いただけます。	福祉相談課	通常どおり実施											
	家庭・地域・学校との連携と啓発の推進	要保護児童対策地域協議会を通じて京都府家庭支援総合センター、保健所と連携し家庭支援を進めるとともに、生活に困難を抱えている家庭の早期発見ができるよう啓発に努めます。	子育て支援課	通常とは異なる対応				○	○		・学校等の休業などで見守りの機会が減少したことを受け、国から「子どもの見守り強化アクションプラン」が打出され、要対協が中心となってケース登録児童の状況を週1回程度確認した。 ・例年実施している児童虐待防止推進月間中の街頭啓発を中止し、啓発チラシの全戸配布を行った。				
	子育てに関する子育てボランティア・サークル、NPO法人との連携 【新規】	地域の人材を活かした子育て支援をめざし、子育て支援に関するNPO法人等と連携し、課題解決に向けた取組みを協働で進めます。	子育て支援課	通常とは異なる対応	○								○	・サークル交流会は実施できなかった。 ・関係するNPOと、支援の必要な家庭の連携を行った。 ・支援へ繋げることを目的に、NPOと共催でイベントを開催した。	
庁内連携	庁内連携組織の設置 【新規】	子ども・若者の現状や課題等の実態を詳細に把握し、子ども・若者への支援と家庭環境の改善に向けた具体的な解決策の検討を行う包括的な庁内の支援体制を構築します。	子育て支援課	通常とは異なる対応	○										次年度に、本計画策定時のプロジェクトチーム関連課をベースに組織設置予定
気づき	気づきマニュアルの作成 【新規 2020年度は検討】	困難を抱える世帯ほど、行政や民間の相談窓口や支援策の情報を得られず必要な支援につなげない傾向にあるため、自発的な相談がなくとも、家庭の状況に気づける体制づくりが必要です。そのため、母子保健事業の様々な場面や、保育所、幼稚園、小学校、中学校、放課後児童クラブ、児童館など、日々子どもや保護者と接する機会が多い関係機関や相談時において、「気づきマニュアル」作成し運用します。	子育て支援課	通常とは異なる対応					○		・関係機関との意見交換会が実施できなかった。 ・気になる子どもの気づきポイントを事務局で検討した。				

「子どもの未来応援プラン」実施状況調査

基本目標Ⅲ 社会全体での気づきの醸成と支援への仕組み

(2) 気づき・つなげる人材の育成 (3) 社会全体での子どもの支援

事業・取組	事業・取組内容	担当課	①実施状況	②通常とは異なる対応の場合（複数選択可）							③コロナの影響により、相談や貸付などの対応件数が顕著に増加している場合、件数等がわかればご記入ください。
				休止 (中止)	実施頻度を 減らして 実施	参加人数を 制限して 実施	対応回数 (配置)な どを増やし て実施	内容を変更 して実施	その他		
									変更点	内容	
理解推進	子どもの貧困への理解の推進【新規】	子育て支援課	通常とは異なる対応					○	・「居場所の運営」について、オンライン形式で研修を開催し、NPO等に参加いただいた。 ・新設の子ども家庭サポートセンターの見学を予約制で実施した。		
地域連携体制	地域応援ネットワーク会議（仮称）の開催【新規】	子育て支援課	通常とは異なる対応					○	・意見交換会が実施できず、コロナ禍における活動状況についてアンケートを実施した。 ・支援が必要なケースについて、関係団体と連携を行った。		
	持続可能な支援活動の研究【新規】	子育て支援課	通常とは異なる対応							○	庁内関係課への相談にとどまった。
情報発信	情報発信についての研究【新規】	子育て支援課	通常とは異なる対応							○	関係機関等との意見交換会は実施できなかったが、コロナ禍においてのオンラインメインの相談や講座などが、外出が困難な産後からの育児世代の孤立防止にも活用できると考えられる。